

(地Ⅲ273)

平成20年2月6日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内 田



「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」、
及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく関連
告示の公布について」の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準が、平成19年
12月28日に公布され、平成20年4月1日から施行することとされました。

今般、別添のとおり、平成20年1月17日付で厚生労働省保険局長より、
都道府県知事等宛てに、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準
の施行について」通知が出され、併せて厚生労働省保険局総務課医療費適正化
対策推進室より都道府県医療構造改革担当部局宛てに、「特定健康診査及び特
定保健指導の実施に関する基準に基づく関連告示の公布について」の事務連絡
がなされました。本会に対しましても、周知、協力方依頼がありましたので、
それぞれ官報と併せてお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡
市区医師会への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本通知等につきましては、日医ホームページに掲載する予定でありま
すことを申し添えます。



保発第0117001号
平成20年 1月17日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)が平成19年12月28日に公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村等に周知徹底を図られたい。

記

第一 実施基準の趣旨

本実施基準は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)の規定に基づき、及び同法を実施するため、必要な規定を定めるものであること。

第二 実施基準の内容

一 特定健康診査の項目(実施基準第1条関係)

1 保険者は、毎年度、当該年度の4月1日における加入者であって、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの(妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)に対し、特定健康診査等実施計画に基づき、以下の(1)～(10)の項目について、特定健康診査を行うものとする。

(1) 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)

(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

(3) 身長、体重及び腹囲の検査

(4) BMIの測定

※ $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$

(5) 血圧の測定

(6) GOT、GPT及びγ-GTPの検査(以下「肝機能検査」という。)

(7) 中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロールの量の検査(以下「血中脂質検査」という。)

- (8) 血糖検査
 - (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（以下「尿検査」という。）
 - (10) 上記(1)～(9)に掲げる項目のほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの
- 2 腹囲の検査については、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないとき認めるときは、省略可とすること。
 - 3 保険者は、腹囲の検査に代えて、内臓脂肪の面積の測定を行うことができ、この場合、腹囲の検査を行ったものとみなすこと。
 - 4 医師は、一の1の(10)の項目を実施する場合、この項目の対象となる者にその項目を実施する理由を明らかにするとともに、保険者にその項目を実施した後その理由を明らかにしなければならないこと。

二 他の法令に基づく健康診断との関係（実施基準第2条関係）

労働安全衛生法その他の法令に基づき特定健康診断を実施した年度と同年度において加入者が次の(1)～(10)の項目について健康診断を受けた場合であって、その事実を保険者が確認した場合、保険者はその加入者に対し特定健康診断の全部又は一部を行ったものとみなすこと。

- (1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重及び腹囲の検査
- (4) 血圧の測定
- (5) 血色素量及び赤血球数の検査
- (6) 肝機能検査
- (7) 血中脂質検査
- (8) 血糖検査
- (9) 尿検査
- (10) 心電図検査

三 特定健康診断の結果等の通知（実施基準第3条関係）

- 1 保険者は、特定健康診断を受けた加入者に対し、特定健康診断の結果を通知するに当たっては、その特定健康診断の結果に加えて、その加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならないこと。
- 2 保険者は三の1の通知及び情報の提供に関する事務を、特定健康診断を実施した機関に委託することができること。

四 特定保健指導の対象者（実施基準第4条関係）

- 1 特定保健指導の対象者は、特定健康診断の結果、腹囲が85cm以上の男性若しくは90cm以上の女性又は腹囲が85cm未満の男性若しくは90cm未満の女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの（高血圧

症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く。) とすること。

- (1) 血圧の測定の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- (2) 中性脂肪又はHDLコレステロールの量が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- (3) 血糖検査の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者

2 腹囲の測定に代えて内臓脂肪の面積の測定を行う場合、四の1中「腹囲が85cm以上の男性若しくは90cm以上の女性又は腹囲が85cm未満の男性若しくは90cm未満の女性であってBMIが2.5以上の者」とあるのは「内臓脂肪の面積が100cm²以上の者又は内臓脂肪の面積が100cm²未満の者であってBMIが2.5以上の者」とすること。

五 保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者（実施基準第5条関係）

保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士とすること。

六 特定保健指導の実施方法（実施基準第6条関係）

保険者は、四の特定保健指導対象者に対し、特定健康診査等実施計画に基づき、動機付け支援又は積極的支援により特定保健指導を行うものとする。

七 動機付け支援（実施基準第7条関係）

- 1 動機付け支援とは、動機付け支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的として、次の(1)～(3)の要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいうこと。
 - (1) 動機付け支援対象者が、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定すること
 - (2) 医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働大臣が定めるものが、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組にかかる動機付けに関する支援を行うこと
 - (3) 動機付け支援対象者及び七の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から6ヶ月以上経過後に、行動計画の実績に関する評価を行うこと。
- 2 動機付け支援対象者は、次の(1)～(4)に掲げる者とする。
 - (1) 腹囲が85cm以上の男性又は90cm以上の女性であって、四の1の(1)～(3)のいずれかに1つのみに該当する者（八の2の(2)に該当する者を除く。）
 - (2) 腹囲が85cm未満の男性又は90cm未満の女性であって、BMIが2.5以上の者のうち、四の1の(1)～(3)のいずれかに2つのみに該当する者（八の2の(4)に該当する者を除く。）
 - (3) 腹囲が85cm未満の男性又は90cm未満の女性であって、BMIが2.5以上

- の者のうち、四の1の(1)～(3)のいずれかに1つのみに該当する者
- (4) 特定健康診査を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者のうち、次のア～エに掲げるもの
- ア 腹囲が85cm以上の男性又は90cm以上の女性であって、四の1の(1)～(3)のいずれか2つ以上に該当する者
- イ 腹囲が85cm以上の男性又は90cm以上の女性であって、四の1の(1)～(3)のいずれか1つのみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者
- ウ 腹囲が85cm未満の男性又は90cm未満の女性であって、BMIが25以上の者のうち、四の1の(1)～(3)のいずれにも該当するもの
- エ 腹囲が85cm未満の男性又は90cm未満の女性であって、BMIが25以上の者のうち、四の1の(1)～(3)のいずれか2つのみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められたもの

八 積極的支援（実施基準第八条関係）

- 1 積極的支援とは、積極的支援対象が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的として、次の(1)～(4)の要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいうこと。
- (1) 積極的支援対象者が、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定すること。
- (2) 医師、保健師又は管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこと。
- (3) 積極的支援対象者及び八の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。
- (4) 積極的支援対象者及び八の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から6ヶ月以上経過後に、行動計画の実績に関する評価を行うこと。
- 2 積極的支援対象者は、次の(1)～(4)に掲げる者（積極的支援を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者を除く。）とする。
- (1) 腹囲が85cm以上の男性又は90cm以上の女性であって、四の1の(1)～(3)のいずれか2つ以上に該当する者
- (2) 腹囲が85cm以上の男性又は90cm以上の女性であって、四の1の(1)～(3)のいずれか1つのみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者
- (3) 腹囲が85cm未満の男性又は腹囲が90cm未満の女性であってBMIが25以上の者のうち、四の1の(1)～(3)のいずれにも該当する者
- (4) 腹囲が85cm未満である男性又は90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、四の1の(1)～(3)のいずれか2つのみに該当し、かつ、特定

健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者

3 四の2の規定は、八の2の規定の適用について準用する。

九 その他の保健指導（実施基準第9条関係）

保険者は、特定健康診査の結果その他の事情により、加入者の健康の保持増進のために必要があると認められるときは、七、八の規定にかかわらず、加入者に適切な保健指導を行うよう努めるものとする。

十 特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存（実施基準第10条関係）

- 1 保険者は、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、その記録の作成日から5年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、その記録を保存しなければならない。
- 2 保険者は、十の1の作成及び保存に関する事務の全部又は一部を、その事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託することができる。

十一 特定健康診査等に要した費用の請求（実施基準第11条関係）

- 1 他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行った保険者が、特定健康診査等を受けた他の保険者の加入者に請求することができる費用額は、保険者が、保険者の加入者に行う特定健康診査等に要する費用の額を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とすること。
- 2 特定健康診査に要する費用として相当額の支給を受けようとする加入者（労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた加入者又は受けることができる加入者を除く。）又は特定保健指導に要する費用として相当額の支給を受けようとする加入者は、次の(1)～(6)の事項を記載した申請書をその加入者が加入する保険者に提出しなければならないこと。
 - (1) 医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白のあるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証の記号及び番号
 - (2) 特定健康診査等を受けた者の氏名及び生年月日
 - (3) 特定健康診査等を実施した保険者の保険者番号及び名称
 - (4) 特定健康診査等を受けた病院、診療所その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
 - (5) 特定健康診査を受けた年月日又は特定保健指導を受けた年月日及び期間
 - (6) 特定健康診査等に要した費用額
- 3 十一の2の申請書には、十一の2の(6)の費用額を証する書類を添付しなければならないこと。

十二 特定健康診査等の記録の送付（実施基準第12条関係）

他の保険者の加入者に特定健康診査等を行った保険者は、その特定健康診査等の記録をその特定健康診査等を受けた者が現に加入する他の保険者に送付するに当たっては、電磁的方法により作成された、その特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク又はフレキシブルディスク（以下「光ディスク等」という。）を送付する方法により行うものとする。

十三 他保険者が行う記録の写しの提供（実施基準第13条関係）

- 1 特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、その記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容の説明を行い、かつ、他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならないこと。ただし、その記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたときは、この限りではないこと。
- 2 特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、その記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された、その特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

十四 事業者等が行う記録の写しの提供（実施基準第14条関係）

- 1 保険者が、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、二の(1)～(10)に掲げる項目に関する記録の写しとすること。
- 2 健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、その記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

十五 記録等の提供に要する費用の支払（実施基準第15条関係）

他の保険者又は事業者等は、十三、十四により記録の写しを提供したときは、その記録の写しの提供を求めた保険者から、現にその記録の写しの提供に要した費用の額の支払を受けることができること。

十六 特定健康診査等の委託（実施基準第16条関係）

- 1 保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合には、特定健康診査及び特定保健指導を円滑かつ効率的に実施する観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものに委託しなければならないこと。
- 2 保険者が特定健康診査及び特定保健指導の受託者に対し提供することができる情報は、十により保存している特定健康診査及び特定保健指導に関する記録その他必要な情報とすること。
- 3 保険者が十六の1により特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合には、保険者に代わり特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受

付、その費用の支払並びにこれらに附帯する事務を行うことができる者は、特定健康診査及び特定保健指導に係る情報の漏えいの防止、その事務の円滑な実施を図る観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものとする。

十七 雑則（実施基準第17条関係）

この実施基準に定めるもののほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設及び運営に関する事項、記録の保存に関する事項その他の特定健康診査及び特定保健指導の実施について必要な細則は、厚生労働大臣が定めること。

十八 その他（附則第1、2条関係）

- 1 この実施基準の施行期日は、平成20年4月1日とすること。
- 2 この実施基準の施行日から平成25年3月31日までの間は、七の1の(1)及び八の1の(1)中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、七の1の(2)及び八の1の(2)中「管理栄養士」とあるのは「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とすること。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の項中 第三十

八条の十の規定による記録の保存を 第三十八条の十七第一項第三号の規定による記録の保存

八の十七第一項第三号の規定による記録 第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存

八の十八第一項第三号の規定による記録 第三十八条の十の規定による記録を

附則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。ただし、第二条中様式第二十一号の七の改正規定は、同年四月一日から施行する。

第二条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号31の2に掲げる物又は第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」といふ)別表第一

第三十一号の二に掲げる物(以下「ホルムアルデヒド等」といふ)を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間は、新特化則

第四条及び第五条の規定は、適用しない。(一)三ブタジエン等に関する経過措置 第三条 一・三ブタジエン又は一・三ブタジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製

剤その他の物を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所等、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間は、新特化則第三十八条の十七第一項第一号の規定は、適用しない。

第四条 硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を触媒として取り扱う作業を行う作業場所等、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間は、新特化則第三十八条の十八第一項第一号の規定は、適用しない。

(計画の届出に関する経過措置) 第五十条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十年六月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項若しくは十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、ホルムアルデヒド等に係るもの又は第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第七の二十の二の項若しくは二十の三の項の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

○厚生労働省令第五百五十六号 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十條の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成十九年十二月二十八日 厚生労働大臣 外添 要一

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百六十九号を第三百七十号とし、第三百四十四号から第三百六十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二百四十三号の次に次の一号を加える。 二百四十四 ネオテーム

附則 この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五百五十七号 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づき、及び同法を

実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準を次のように定める。 平成十九年十二月二十八日 厚生労働大臣 外添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (特定健康診査の項目)

第一条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」といふ)第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であつて、当該年度において四十歳以上七十四歳以下の年齢に達するもの(妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く)に対し、特定健康診査等実施計画(法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ)に基づき、次の項目について、特定健康診査(法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ)を行うものとする。

- 一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重及び腹囲の検査
- 四 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ)の測定 BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m)²

五 血圧の測定 六 血清グルタミンアミノオキシサロアセチクトラ

ンスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンアミノピクトラントランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスアミノトランスフェラーゼ(γ-GTP)の検査(以下「肝機能検査」といふ)。

七 血清トリグリセライド(中性脂肪)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量の検査(以下「血中脂質検査」といふ)。

八 血糖検査 九 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(以下「尿検査」といふ)。

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの。

2 前項第三号に掲げる項目のうち、腹囲の検査については、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないとき、省略することができる。この場合において、当該保険者は、同号の規定による腹囲の検査を行ったものとみなす。

3 保険者は、第一項第三号の規定による腹囲の検査に代えて、内臓脂肪(腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ)の面積の測定を行うことができる。この場合において、当該保険者は、同号の規定による腹囲の検査を行ったものとみなす。

4 医師は、第一項第十号の規定による項目を実施する場合には、当該項目の対象となる者に対し当該項目を実施する前にその理由を明らかにするとともに、保険者に対し当該項目を実施した後、その理由を明らかにしなければならない。

(他の法令に基づく健康診断との関係) 第二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であつて、当該事実を保険者が確認した場合においては、法第二十一条第一項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診査の全部又は一部を行つたものとみなす。

(特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存) 第十条 保険者は、法第二十二條及び法第二十五條の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ)により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から五年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となつた日の属する年度の翌年度末までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない。

2 保険者は、前項の作成及び前項の保存に関する事務の全部又は一部を、当該事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託することができる。

(特定健康診査等に要した費用の請求) 第十一条 法第二十六條第一項の規定により他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)を行つた保険者が、同項の規定により当該特定健康診査等を受けた他の保険者の加入者に対し請求することができる費用の額は、当該保険者が、当該保険者の加入者に対して行つた特定健康診査等に要する費用の額を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とする。

2 法第二十六條第三項の規定により特定健康診査に要する費用として相当額の支給を受けようとする加入者(労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診査を受けた加入者又は受けることができる加入者を除く。)又は特定保健指導に要する費用として相当額の支給を受けようとする加入者が加入する保険者に提出しなければならない。

一 医療保険各法による被保険者証(日雇特別被保険者手帳(健康保険印紙をばり付けるべき余白のあるものに限る)及び被扶養者証を含む)、組合員証又は加入者証の記号及び番号
二 特定健康診査等を受けた者の氏名及び生年月日
三 特定健康診査等を実施した保険者の保険者番号及び名称
四 特定健康診査等を受けた病院、診療所その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
五 特定健康診査を受けた年月日又は特定保健指導を受けた年月日及び期間
六 特定健康診査等に要した費用の額
前項の申請書には、同項第六号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。

(特定健康診査等に関する記録の送付) 第十二条 他の保険者の加入者に対し特定健康診査等を行つた保険者は、法第二十六條第二項の規定により当該特定健康診査等に関する記録を当該特定健康診査等を受けた者に関する記録を他の保険者に送付するに当たつては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク又はフレキシブルディスク(以下「光ディスク等」という。)を送付する方法により行うものとする。

(他の保険者が行う記録の写しの提供) 第十三条 法第二十七條第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第二十七條第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(事業者等が行う記録の写しの提供) 第十四条 保険者が、法第二十七條第二項の規定により加入者を使用している事業者等(以下「事業者等」という)に対して提供を求めようとする健康診査に関する記録の写しは、第二條各号に掲げる項目に関する記録の写しとする。

2 法第二十七條第二項の規定により健康診査に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診査に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(記録等の提供に要する費用の支払) 第十五条 他の保険者又は事業者等は、第十三條又は前条の規定により記録の写しを提供したときは、当該記録の写しの提供を求めた保険者から、現に当該記録の写しの提供に要した費用の額の支払を受けることができる。

(特定健康診査等の委託) 第十六条 保険者は、法第二十八條の規定により、特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合においては、特定健康診査及び特定保健指導を円滑かつ効率的に実施する観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものに委託しなければならない。

2 保険者が特定健康診査及び特定保健指導の受託者に対し提供することができる情報は、第十条の規定により保存している特定健康診査及び特定保健指導に関する記録その他の必要な情報とする。

3 保険者が第一項の規定により特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合において、保険者に代わり特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受付並びに当該費用の支払並びにこれらに附帯する事務を行つことができる者は、特定健康診査及び特定保健指導に係る情報の漏えいの防止並びに当該事務の円滑な実施を図る観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものとする。

(雑則) 第十七条 この省令に定めるもののほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設及び運営に関する事項、記録の保存に関する事項その他の特定健康診査及び特定保健指導の実施に關する必要な細則は、厚生労働大臣が定める。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(特定保健指導の実施に係る経過措置) 第二条 この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間は、第七條第一項第一号及び第八條第一項第一号中「又は管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第七條第一項第二号及び第八條第一項第二号中「管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

予防疫種法施行規則の一部を改正する省令 予防疫種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條の二十七中「疾病は」の下に「麻しん」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十九号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第十一條第一項及び第十二條第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

○厚生労働省令第五十八号 予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二十條第一項の規定に基づき、予防疫種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日 厚生労働大臣 舛添 要一

事務連絡
平成20年 1月17日

都道府県医療構造改革担当部局 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく関連告示の公布について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）に基づく関連告示が平成20年1月17日に公布されましたので送付いたします。

なお、貴都道府県内の市町村等にも周知が図られるよう、よろしく願いいたします。

○厚生労働省告示第三号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 妊産婦
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 三 国内に住所を有しない者
- 四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 五 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号まで

に規定する施設に入所又は入居している者

○厚生労働省告示第四号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定） 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
- 二 心電図検査及び眼底検査 前年度の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57

年法律第80号) 第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。)の結果等において、次のアからエまでに掲げるすべての項目について、それぞれ当該アからエまでに掲げる基準に該当した者

ア 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.2%以上

イ 脂質 血清トリグリセライド(中性脂肪)の量が150mg/dl以上又は高比重リポたん蛋白コレステロール(HDLコレステロール)の量が40mg/dl未満

ウ 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上

エ 腹囲等 腹囲が男性にあつては85cm以上、女性にあつては90cm以上(内臓脂肪(腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ。)の面積の測定ができる場合には、内臓脂肪の面積が100cm²以上)又はBMI(実施基準第1条第1項第4号に規定するBMIをいう。)が25以上

○厚生労働省告示第五号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第二項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第1条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 BMI（実施基準第1条第1項第4号に規定するBMIをいう。次号において同じ。）が20未満であること
- 二 自ら腹囲を測定し、その値を申告していること（BMIが22未満である者に限る。）

○厚生労働省告示第六号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条第一項第一号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第4条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血圧の測定の結果、収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上であること

○厚生労働省告示第七号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第4条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血清トリグリセライド（中性脂肪）の量が150mg/dl以上又は高比重リポ^{たん}蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量が40mg/dl未満であること

○厚生労働省告示第八号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第4条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血糖検査の結果、空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.2%以上であること

○厚生労働省告示第九号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(17)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第2に掲げるとおりとする。

第1 動機付け支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

原則1回の支援とすること。

2 支援内容及び支援形態

(1) 動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。

(2) 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。

(3) 面接による支援は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 生活習慣と特定健康診査の結果との関係の理解、生活習慣を振り返ること、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得及びそれらが動機付け支援対象者本人の生活

に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性について説明すること。

イ 生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。

ウ 食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

エ 動機付け支援対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。

オ 体重及び腹囲の計測方法について説明すること。

カ 動機付け支援対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成すること。

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ（1グループは8人以下とする。）当たり80分以上のグループ支援とすること。

(4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 実績評価は、個々の動機付け支援対象者に対する特定保健指導（法第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の効果について評価するものであること。

イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月経過する前に評価時期を設定して動機付け支援

対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ 実績評価は、面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙等（以下「電子メール等」という。）をいう。以下同じ。）により行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

初回に面接による支援を行うとともに、以後、3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

- (1) 積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。
- (2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化（以下「行動変容」という。）の状況を把握し、当該年度及び過去の特定健康診査の結果等を踏まえ、積極的支援対象者が自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。

- (3) 積極的支援対象者の健康に関する考え方を受け止め、積極的支援対象者が考える将来の生活を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を積極的支援対象者が選択できるよう支援すること。
- (4) 積極的支援対象者が具体的に実践可能な行動目標について、優先順位を付けながら、積極的支援対象者と一緒に考え、積極的支援対象者自身が選択できるよう支援すること。
- (5) 医師、保健師又は管理栄養士は、積極的支援対象者が行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を作成し、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと。
- (6) 特定保健指導実施者（実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行う者をいう。（12）のエにおいて同じ。）は、積極的支援対象者が行動を継続できるように定期的に支援すること。
- (7) 積極的支援を終了する時には、積極的支援対象者が生活習慣の改善が図られた後の行動を継続するよう意識付けを行う必要があること。
- (8) 初回の面接による支援は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9) 3月以上の継続的な支援については、(11)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計で特定保健指導の量を判断することとし、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を行うことを最低条件とすること。また、支援Aの方法を支援Bの方法に、又は支援Bの方法を支援Aの方法に代えることはできないこと。

(10) 支援Aの方法は、次に掲げるものとする。

ア 積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。

イ 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

ウ 進捗^{ちよく}状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。

エ 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。

(11) 支援Aの方式は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援A

イ グループ支援A（1グループは8人以下とする。）

ウ 電話支援A

エ 電子メール支援A

(12) 支援Aの方法に係るポイントの算定及び要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Aは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり20ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

イ グループ支援Aは、10分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

ウ 電話支援Aは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり15ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は60ポイントとすること。

エ 電子メール支援Aは、1往復（特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取りを行うことをいう。以下同じ。）の支援を1単

位とし、1単位当たり40ポイントとすること。

(13) 支援Bの方法は、初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。

(14) 支援Bの方式は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援B

イ 電話支援B

ウ 電子メール支援B

(15) 支援Bの方法に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Bは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

イ 電話支援Bは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

ウ 電子メール支援Bは、1往復の支援を1単位とし、1単位当たり5ポイントとすること。

(16) 支援Aの方法及び支援Bの方法のポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと

。

ア 同日に複数の支援を行った場合は、いずれか1つの支援のみをポイントの算定対象とすること。また、同日に同一の支援を複数回行った場合であっても、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみであること。

イ 特定保健指導と直接関係のない情報（次回の支援の約束や雑談等、特定保健指導の実施と直接かかわりが無い情報をいう。）のやり取りはポイントの算定対象としないこと。

ウ 電話支援又は電子メール支援を行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、ポイントの算定対象としないこと。

(17) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 実績評価は、個々の積極的支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものであること。

イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月経過する前に評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。

- エ 実績評価は、面接又は通信を利用し、積極的支援対象者に提供すること。
- オ 実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

○厚生労働省告示第十号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。

第1 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のいずれかに

該当する者とする。

1 看護師、栄養士等であって、内容が別表第1に定めるもの以上である食生活改善指導担当者研修を受講した者

2 1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者

第2 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

1 看護師、栄養士等であって、内容が別表第2に定めるもの以上である運動指導担当者研修を受講した者

2 1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者

別表第1（第1の1関係）

食生活改善指導担当者研修

分野	範囲	時間数
1. 健康づくり施策概論	(1) 社会環境の変化と健康課題	3.0

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 健康づくり施策 (3) 生活習慣病とその予防 	
2. 生活指導及びメンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活指導と健康に影響する生活環境要因 (2) 個人の健康課題への対処行動（保健行動） (3) ストレスとその関連疾患及びストレスの気付きへの援助 (4) 個別・集団の接近技法 (5) ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導 	10.5
3. 栄養指導	<ul style="list-style-type: none"> (1) 栄養・食生活の基礎知識及び今日的課題と対策 (2) 食行動の変容と栄養教育 (3) ライフステージ、ライフスタイル別栄養教育 	6.0
4. 健康教育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康教育の理念と方法 (2) 健康生活への指導プログラムの基礎知識と方法 	6.0

	(3) メタボリックシンドロームに対する健康教育 (4) 口腔 ^{くう} 保健	
5. 運動の基礎化学	運動と健康のかかわり	1. 5
6. 研究討議	意見交換 (メタボリックシンドローム関連)	3. 0
	計	30. 0

別表第2 (第2の1関係)

運動指導担当者研修

分 野	範 囲	時間数
1. 健康づくり施策概論	(1) 健康づくり施策 (2) 運動基準・運動指針	4. 5

	(3) 生活習慣病と運動疫学	
2. 生活習慣病	(1) メタボリックシンドローム (2) 肥満症 (3) 高血圧症 (4) 脂質異常症 (5) 糖尿病 (6) 虚血性心疾患 (7) 骨粗鬆症 ^{しょう}	16.5
3. 運動生理学	(1) 呼吸器系と運動 (2) 循環器系と運動 (3) 神経系と運動 (4) 骨格筋系と運動 (5) 内分泌系と運動 (6) 運動中の基質・エネルギー代謝 (疲労を含む。)	18.0

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 運動と免疫能 (8) 高温環境と運動 (9) 水中環境と運動 	
4. 機能解剖とバイオメカニクス (運動・動作の力源)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関節運動と全身運動 (2) 身体構造と力学的運動要因、骨格筋の力特徴 (3) 陸上での運動・動作各論 (歩行) (4) 水泳・水中運動 	6. 0
5. 健康づくり運動の理論	<ul style="list-style-type: none"> (1) トレーニング概論 (2) 筋力と筋量増強のトレーニング条件とその効果 (3) 全身運動によるエアロビックトレーニング (4) 女性の体力・運動能力の特徴とトレーニング 	6. 0
6. 運動障害と予防	<ul style="list-style-type: none"> (1) 内科的障害と予防 (2) 外科的障害・上肢 	7. 5

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 外科的障害・下肢（^{ひざ}膝を含む。） (4) 外科的障害・^{せき}脊柱 	
7. 体力測定と評価	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体力と運動能力（構成要素）・体力構成要素の測定法 (2) フィールドテストの実習・中年者 (3) 高齢者の体力測定 (4) 身体組成の測定 	10.5
8. 健康づくり運動の実際	<ul style="list-style-type: none"> (1) ストレッチングと柔軟体操の実際 (2) ウォーミングアップとクーリングダウン (3) ウォーキングとジョギング (4) エアロビックダンス (5) 水泳・水中運動 (6) 静的レジスタンストレーニング (7) 動的レジスタンストレーニング 	30.0

	(8) 健康産業施設等現場実習	
9. 救急処置	(1) 救急蘇生法 (2) 外科的処置	6. 0
10. 運動プログラムの管理	(1) 健診結果の読み方及び効果判定 (2) 運動のためのメディカルチェックの重要性 (3) 心電図の基礎と記録法 (安静時心電図の読み方) (4) 運動プログラム作成の理論 (5) 服薬者の運動プログラム作成上の注意 (6) 生活習慣病に対する適切な運動療法 (プログラム作成実習)	19. 5
11. 運動負荷試験	(1) 運動負荷試験の実際 (2) 運動負荷試験実習	4. 5

1 2. 運動行動変容の理論と実際	運動行動変容の理論と実際	4. 5
1 3. 運動と心の健康増進	(1) 心の健康論 (2) 健康づくり運動とカウンセリング (3) ストレスアセスメントと対処法 (喫煙問題を含む。)	6. 0
1 4. 栄養摂取と運動	(1) 食生活と健康運動 (2) 消化と吸収の機構・栄養素の機能と代謝 (3) 身体活動量の定量法とその実際 (4) 栄養・食事アセスメント (低栄養対策を含む。)	7. 5
	計	1 4 7. 0

○厚生労働省告示第十一号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十六条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第1に掲げる基準を満たす者とし

、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第2に掲げる基準を満たす者とする。

第1 特定健康診査の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
- (2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。

(4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。

3 精度管理に関する基準

(1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。

(2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的を受け、検査値の精度が保証されていること。

(3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。

(4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に再委託する場合には、再委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

(1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、保険者に対して当該記録

を安全かつ速やかに提出すること。

(2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。

(3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。

(4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

(6) 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

(7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

(1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。

- (2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (3) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (4) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (5) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間

エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額

オ 事業の実施地域

カ 緊急時における対応

キ その他運営に関する重要事項

- (7) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (8) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (10) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (11) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第2 特定保健指導の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は

管理栄養士であること。

- (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生

活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
- (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
- (8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に

対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。)は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。

(9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。

2 施設、設備等に関する基準

(1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。

(2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。

(3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。

(4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。

3 特定保健指導の内容に関する基準

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
- (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む。）は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
- (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
- (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
- (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
- (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。

- (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
- (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (4) 個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
- (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩^{えい}、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形

式のパスワードとすること等)。

ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。

エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

(7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

(1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

(2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

- (3) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。
- (4) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (5) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (6) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (7) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 統括者の氏名及び職種

ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容

エ 特定保健指導の実施日及び実施時間

オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額

カ 事業の実施地域

キ 緊急時における対応

ク その他運営に関する重要事項

- (8) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。
- (9) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (10) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (11) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (12) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (13) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。
 - ア 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。
 - イ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

- ウ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。
- エ 再委託先及び再委託する業務の内容を(7)に規定する規程に明記するとともに、(7)に規定する規程の概要にも明記すること。
- オ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。

別冊三 種別三 第三十三号 官報

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

告示

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 (厚生労働三)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準 (同四)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (同五)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (同六)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (同七)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (同八)

公告

諸事項

- 裁判所
- 破産、負債、再生関係
- 特殊法人等
- 西日本高速道路株式会社工部完了、阪神高速道路株式会社工部完了、税理士登録者、日本弁護士連合会弁護士補償制度・互助年金委員会規則中一部改正、外国弁護士及び国際法律業務委員会規則中一部改正、弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則制定、弁護士補償制度規則(規則第七十四号)を廃止する規則制定、福利厚生規則制定、会費免除の手續に関する規則制定、外風特別委員の会費免除の手續に関する規則制定関係
- 地方公共団体
- 行旅死人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法 (同九)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 (同一〇)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 (同一一)

告示

- 厚生労働省告示第三号
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (平成十九年厚生労働省令第五十七号) 第一条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年一月十七日 厚生労働大臣 外務 改一
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (平成十九年厚生労働省令第157号) 第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 妊婦等
 - 二 刑事罰受、労務法その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
 - 三 国内に住所を有しない者
 - 四 胎児保護の被保護者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
 - 五 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
 - 六 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入院している者
- 厚生労働省告示第四号
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (平成十九年厚生労働省令第五十七号) 第一条第一項第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年一月十七日 厚生労働大臣 外務 改一
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (平成十九年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。) 第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 貧血検査 (ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定) 貧血の既往歴を有する者又は検査で貧血が疑われる者
 - 二 心臓超音波検査及び眼底検査 前年度の特定健康診査 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。)の結果等において、次のアからエまでに掲げるすべての項目について、それぞれ当該アからエまでに掲げる基準に該当した者
 - ア 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.2%以上
 - イ 脂質 血清トリグリセライド (中性脂肪) の量が150mg/dl以上又は高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール) の量が40mg/dl未満
 - ウ 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上
 - エ 腹囲等 腹囲が男性にあっては85cm以上、女性にあっては90cm以上 (内臓脂肪 (腹腔内の脂肪) 面積、大腸等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ。)の面積の測定ができる場合には、内臓脂肪の面積が100cm²以上) 又はBMI (実施基準第1条第1項第4号に規定するBMIをいう。)が25以上

○厚生労働省告示第五号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第一
条第二項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一号第二項の規定に
基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日 厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一号第二項の規定に基づき厚生労働大臣
が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第157号。以下「実施
基準」という。)第一号第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該
当することとする。

- 一 BMI(実施基準第一号第一項第四号に規定するBMIをいう。次号において同じ。)が20未満
であること
- 二 自ら腹囲を測定し、その値を申告していること(BMIが22未満である時に限る。)

○厚生労働省告示第六号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第四
条第一項第一号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四号第一項第
一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日 厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四号第一項第一号の規定に基づき厚生労働
大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第157号)第4号第一
項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血圧の収縮期値、収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上であること

○厚生労働省告示第七号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第四
条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四号第一項第
二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日 厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四号第一項第二号の規定に基づき厚生労働
大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第157号)第4号第一
項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血中トリグリセライド(中位脂肪)の値が150mg/dl以上又は高比重リポタンコレステロール(H
DLコレステロール)の値が40mg/dl未満であること

○厚生労働省告示第八号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第四
条第一項第三号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四号第一項第
三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日 厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四号第一項第三号の規定に基づき厚生労働
大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第157号)第4号第一
項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血糖検査の結果、空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.2%以上であること

○厚生労働省告示第九号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第七
条第一項及び第八号第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七
条第一項及び第八号第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法を次のよう
に定め、平成二十年四月一日から適用する。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、第一の2
の(4)のウ並びに第二の2の(5)及びウのうち「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養
士又は保健指導員に関する一定の実務の経験を有する看護士」とする。

平成二十年一月十七日 厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七号第一項及び第八号第一項の規定に基
づく厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第157号。以下「実施
基準」という。)第七号第一項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法
(以下「動機付け支援の実施方法」という。)は、第一に掲げるとおりとし、実施基準第八号第一項の
規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法(以下「積極的支援の実施方法」
という。)は、第二に掲げるとおりとする。

第一号 動機付け支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

原則1回の支援とすること。

2 支援内容及び支援形態

(1) 動機付け支援対象者(実施基準第七号第二項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同
じ。)が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点を自覚し、自ら目標を設定し行動に移す
ことができる内容とすること。

(2) 特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)
第18条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の結果(労働安全衛生法(昭和47年
法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。
以下同じ。)及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査
の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価(行動計画の策定の日から6月以上経過後に行
う評価をいう。以下同じ。)を行うこと。

(3) 面接による支援は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 生活習慣と特定健康診査の結果との関係の理解、生活習慣を振り返ること、メタボリック
シンドロームや生活習慣病に関する知識の習得及びそれらが動機付け支援対象者本人の生活
に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性について説明すること。

イ 生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。

ウ 食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

エ 動機付け支援対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、生活
習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。

オ 体重及び腹囲の計測方法について説明すること。

カ 動機付け支援対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成するこ
と。

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ(1グループは8人以下とす
る。)当たり80分以上のグループ支援とすること。

(4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 実績評価は、個々の動機付け支援対象者に対する特定保健指導（法第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の効果について評価するものであること。

イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月経過する前に評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ 実績評価は、面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙等（以下「電子メール等」という。）をいう。以下同じ。）により行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

初回に面接による支援を行うとともに、以後、3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とする。

(2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化（以下「行動変容」という。）の状況を把握し、当該年度及び過去の特定健康診査の結果等を踏まえ、積極的支援対象者が自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。

(3) 積極的支援対象者の健康に関する考え方を受け止め、積極的支援対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を積極的支援対象者が選択できるよう支援すること。

(4) 積極的支援対象者が具体的に実践可能な行動目標について、優先順位を付けながら、積極的支援対象者と一緒に考え、積極的支援対象者自身が選択できるよう支援すること。

(5) 医師、保健師又は管理栄養士は、積極的支援対象者が行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を作成し、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと。

(6) 特定保健指導実施者（実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行う者をいう。⑯の工において同じ。）は、積極的支援対象者が行動を継続できるように定期的に支援すること。

(7) 積極的支援を終了する時には、積極的支援対象者が生活習慣の改善が図られた後の行動を継続するよう意識付けを行う必要があること。

(8) 初回の面接による支援は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9) 3月以上の継続的な支援については、⑪及び⑭に規定する方法により算定するポイントの合計で特定保健指導の量を判断することとし、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を行うことを最低条件とすること。また、支援Aの方法を支援Bの方法に、又は支援Bの方法を支援Aの方法に代えることはできないこと。

(10) 支援Aの方法は、次に掲げるものとする。

ア 積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。

イ 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

ウ 進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。

エ 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。

(11) 支援Aの方式は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援A

イ グループ支援A（1グループは8人以下とする。）

ウ 電話支援A

エ 電子メール支援A

(12) 支援Aの方法に係るポイントの算定及び要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Aは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり20ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

イ グループ支援Aは、10分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

ウ 電話支援Aは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり15ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は60ポイントとすること。

エ 電子メール支援Aは、1往復（特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取りを行うことをいう。以下同じ。）の支援を1単位とし、1単位当たり40ポイントとすること。

(13) 支援Bの方法は、初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。

(14) 支援Bの方式は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援B

イ 電話支援B

ウ 電子メール支援B

(15) 支援Bの方法に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Bは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

イ 電話支援Bは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

ウ 電子メール支援Bは、1往復の支援を1単位とし、1単位当たり5ポイントとすること。

- (16) 支援Aの方法及び支援Bの方法のポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
 - ア 同日に複数の支援を行った場合は、いずれか1つの支援のみをポイントの算定対象とすること。また、同日に同一の支援を複数回行った場合であっても、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみであること。
 - イ 特定保健指導と直接関係のない情報（次回の支援の約束や雑談等、特定保健指導の実施と直接かかわりがない情報をいう。）のやり取りはポイントの算定対象としないこと。
 - ウ 電話支援又は電子メール支援を行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、ポイントの算定対象としないこと。
- (17) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
 - ア 実績評価は、個々の積極的支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものであること。
 - イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。
 - ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月経過する前に評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。
 - エ 実績評価は、面談又は通信を利用し、積極的支援対象者に提供すること。
 - オ 実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

○厚生労働省令第157号

特定健康診査及び特定保健指導の取組に関する基準（平成十九年厚生労働省令第157号）第七條第一項第二号及び第八條第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の取組に関する基準第七條第一項第二号及び第八條第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 林 義 朗

平成二十年一月十七日

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 第1 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
 - 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - 1 看護師、栄養士等であって、内容が別表第1に定めるもの以上である食生活改善指導担当者研修を受講した者
 - 2 1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 第2 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
 - 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - 1 看護師、栄養士等であって、内容が別表第2に定めるもの以上である運動指導担当者研修を受講した者
 - 2 1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者

別表第1（第1の1関係）
食生活改善指導担当者研修

分 野	範 囲	時間数
1. 健康づくり施策概論	(1) 社会環境の変化と健康課題 (2) 健康づくり施策 (3) 生活習慣病とその予防	3.0
2. 生活指導及びメンタルヘルスケア	(1) 生活指導と健康に影響する生活環境要因 (2) 個人の健康課題への対処行動（保健行動） (3) ストレスとその関連疾患及びストレスの気付きへの援助 (4) 個別・集団の接近技法 (5) ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導	10.5
3. 栄養指導	(1) 栄養・食生活の基礎知識及び今日の課題と対策 (2) 食行動の変容と栄養教育 (3) ライフステージ、ライフスタイル別栄養教育	6.0
4. 健康教育	(1) 健康教育の理念と方法 (2) 健康生活への指導プログラムの基礎知識と方法 (3) メタボリックシンドロームに対する健康教育 (4) 口腔保健	6.0
5. 運動の基礎化学	運動と健康のかかわり	1.5
6. 研究討議	意見交換（メタボリックシンドローム関連）	3.0
計		30.0

別表第2（第2の1関係）
運動指導担当者研修

分 野	範 囲	時間数
1. 健康づくり施策概論	(1) 健康づくり施策 (2) 運動基準・運動指針 (3) 生活習慣病と運動疫学	4.5
2. 生活習慣病	(1) メタボリックシンドローム (2) 肥満症 (3) 高血圧症 (4) 脂質異常症 (5) 糖尿病 (6) 虚血性心疾患 (7) 骨粗鬆症	16.5

3. 運動生理学	(1) 呼吸器系と運動 (2) 循環器系と運動 (3) 神経系と運動 (4) 骨格筋系と運動 (5) 内分泌系と運動 (6) 運動中の基質・エネルギー代謝 (疲労を含む。) (7) 運動と免疫能 (8) 高温環境と運動 (9) 水中環境と運動	18.0
4. 機能解剖とバイオメカニクス (運動・動作の力源)	(1) 関節運動と全身運動 (2) 身体構造と力学的運動要因、骨格筋の力特徴 (3) 陸上での運動・動作各論 (歩行) (4) 水泳・水中運動	6.0
5. 健康づくり運動の理論	(1) トレーニング概論 (2) 筋力と筋量増強のトレーニング条件とその効果 (3) 全身運動によるエアロビクトレーニング (4) 女性の体力・運動能力の特徴とトレーニング	6.0
6. 運動障害と予防	(1) 内科的障害と予防 (2) 外科的障害・上肢 (3) 外科的障害・下肢 (膝を含む。) (4) 外科的障害・脊柱	7.5
7. 体力測定と評価	(1) 体力と運動能力 (構成要素)・体力構成要素の測定法 (2) フィールドテストの実習・中年者 (3) 高齢者の体力測定 (4) 身体組成の測定	10.5
8. 健康づくり運動の実践	(1) ストレッチングと柔軟体操の実践 (2) ウォーミングアップとクーリングダウン (3) ウォーキングとジョギング (4) エアロビクダンス (5) 水泳・水中運動 (6) 静的レジスタンストレーニング (7) 動的レジスタンストレーニング (8) 健康産業施設等現場実習	30.0
9. 救急処置	(1) 救急蘇生法 (2) 外科的処置	6.0

10. 運動プログラムの管理	(1) 健診結果の読み方及び効果判定 (2) 運動のためのメディカルチェックの重要性 (3) 心電図の基礎と記録法 (安静時心電図の読み方) (4) 運動プログラム作成の理論 (5) 服薬者の運動プログラム作成上の注意 (6) 生活習慣病に対する適切な運動療法 (プログラム作成実習)	19.5
11. 運動負荷試験	(1) 運動負荷試験の実験 (2) 運動負荷試験実習	4.5
12. 運動行動変容の理論と実際	運動行動変容の理論と実際	4.5
13. 運動と心の健康増進	(1) 心の健康論 (2) 健康づくり運動とカウンセリング (3) ストレスアセスメントと対処法 (喫煙問題を含む。)	6.0
14. 栄養摂取と運動	(1) 食生活と健康運動 (2) 消化と吸収の機構・栄養素の機能と代謝 (3) 身体活動量の定量法とその実際 (4) 栄養・食事アセスメント (低栄養対策を含む。)	7.5
計		147.0

○厚生労働省令第11号
 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (平成十九年厚生労働省令第11号) 第十六条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(以下「法」という。)第11号(四)から適用する。なお、平成二十二年(四)第1号(一)及び(二)又は「又は管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」及び「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

平成二十二年(四)第1号
 厚生労働大臣 佐藤 敬一
 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (平成十九年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第30号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の実施を委託する場合にあっては、第1に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導 (同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の実施を委託する場合にあっては、第2に掲げる基準を満たす者とする。

第1 特定健康診査の外部委託に関する基準
 1 人員に関する基準
 (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。

(2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。

3 精度管理に関する基準

- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- (2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的を受け、検査値の精度が保証されていること。
- (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
- (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に再委託する場合には、再委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
- (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
- (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (6) 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
- (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限り提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (3) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (4) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (5) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。
 - ア 事業の目的及び運営の方針
 - イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間
 - エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
 - オ 事業の実施地域
 - カ 緊急時における対応
 - キ その他運営に関する重要事項
- (7) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (8) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (10) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
 - (1) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第2 特定保健指導の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

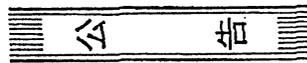
- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。

- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
 - (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号、以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
 - (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
 - (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
 - (8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
 - (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。
- 2 施設、設備等に関する基準
- (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
 - (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
 - (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
 - (4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。
- 3 特定保健指導の内容に関する基準
- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。

- (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む。）は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
 - (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
 - (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
 - (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
 - (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- 4 特定保健指導の記録等の情報取扱いに関する基準
- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
 - (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
 - (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
 - (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
 - (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
 - (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。
- ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。
- イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。
- ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。
- エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。
- (7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限り提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

- (1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (3) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。
- (4) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (5) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (6) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (7) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。
 - ア 事業の目的及び運営の方針
 - イ 統括者の氏名及び職種
 - ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - エ 特定保健指導の実施日及び実施時間
 - オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
 - カ 事業の実施地域
 - キ 緊急時における対応
 - ク その他運営に関する重要事項
- (8) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。
- (9) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (10) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (11) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (12) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (13) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。
 - ア 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。
 - イ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - ウ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。
 - エ 再委託先及び再委託する業務の内容を(7)に規定する規程に明記するとともに、(7)に規定する規程の概要にも明記すること。
 - オ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。



破産手続開始

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成19年(フ)第1055号

東京都東村山市久米川町1丁目51番地4

債務者 株式会社ベストコーポレーション

代表者代表取締役 小柳 裕二

- 1 決定年月日時 平成19年12月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大久保康裕
- 4 破産債権の届出期間 平成20年1月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年3月7日午前10時30分

東京地方裁判所八王子支部民事第4部

平成19年(フ)第237号

岩手県大船渡市大船渡町宇野々田11番地2

債務者 有限会社三宅建設

代表者代表取締役 三宅 健一

- 1 決定年月日時 平成19年12月28日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小原 恒之
- 4 破産債権の届出期間 平成20年1月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年3月27日午後2時30分

盛岡地方裁判所一関支部

平成19年(フ)第1297号

東京都昭島市郷地町2丁目9番18号

債務者 有限会社多摩水産

代表者代表取締役 田中 哲

- 1 決定年月日時 平成19年12月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 穂積 剛

- 4 破産債権の届出期間 平成20年1月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年4月21日午前10時

東京地方裁判所八王子支部民事第4部

平成19年(フ)第183号

三重県志摩市阿児町園府3番地

債務者 有限会社シーサイドホテル光栄館

代表者代表取締役 鈴木 せん

- 1 決定年月日時 平成19年12月28日午前9時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北園 太
- 4 破産債権の届出期間 平成20年1月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年3月26日午前11時

津地方裁判所伊勢支部

平成19年(フ)第1266号

鹿児島県鹿児島市真砂町11番7号

債務者 株式会社ベンシステム

代表者代表取締役 高橋壽美夫

- 1 決定年月日時 平成19年12月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桃木野 聡
- 4 破産債権の届出期間 平成20年1月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年3月19日午前10時30分

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

平成19年(フ)第1267号

鹿児島県鹿児島市真砂町11番7号

債務者 株式会社J-CAD

代表者代表取締役 高橋壽美夫

- 1 決定年月日時 平成19年12月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桃木野 聡
- 4 破産債権の届出期間 平成20年1月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成20年3月19日午前10時30分

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係